

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の改正を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和二十年度まで延長する。

(二) 不動産取得税

不動産を取得した者が、表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は、不動産取得税に係る申告等を原則不要とする。

(三) その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

令和五年一月一日

ただし、二(二)は、令和五年四月一日